

## 令和元年 11 月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和元年 11 月 18 日（月） 午後 2 時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

### 3 出席者

教育長 野澤 朗 1 番委員 濱 祐子 2 番委員 中野 敏明  
3 番委員 本間 倫子 4 番委員 大谷 和弘

(教育長及び委員以外の出席者)

教育次長 早川義裕、教育部長 柳澤祐人、教育総務課長 金子良仁、教育総務課参事 藤田賢一郎、同参事 坪井義則、人権・同和对策室長 大島 茂、学校教育課長 宮川高広、社会教育課副課長 福山 亮、社会教育課参事 川上裕一、文化行政課長 中西 聡、スポーツ推進課長 田中秀明、スポーツ推進課参事 石澤克明、オリンピック・パラリンピック推進室長 米川美樹、教育センター所長 藤本孝昭、高田公園オーレンプラザ館長 岩野俊彦、高田図書館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山崎光隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英、高田幼稚園長 中嶋賢一  
事務局 教育総務課副課長 柳澤直也、塚田美和子、企画係長 内山陽平、企画係主任 森 敦子

4 傍聴人 なし

### 5 会議に付議した事件

- 議案第 56 号 上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について
- 議案第 57 号 上越市教育プラザ条例の一部改正について
- 議案第 58 号 上越市立公民館条例の一部改正について
- 議案第 59 号 上越市カルチャーセンター条例の一部改正について
- 議案第 60 号 上越市立図書館条例の一部改正について
- 議案第 61 号 上越市就業改善センター条例の一部改正について
- 議案第 62 号 上越市青少年野外活動施設条例の一部改正について
- 議案第 63 号 上越市吉川多目的集会場条例の一部改正について
- 議案第 64 号 上越市板倉農村環境改善センター条例の一部改正について
- 議案第 65 号 上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第 66 号 上越市ユートピアくびき条例の一部改正について
- 議案第 67 号 上越市はーとぴあ中郷条例の一部改正について
- 議案第 68 号 上越清里星のふるさと館条例の一部改正について
- 議案第 69 号 上越市地域生涯学習センター条例の一部改正について
- 議案第 70 号 上越市農村地区多目的集会所条例の一部改正について
- 議案第 71 号 上越科学館条例の一部改正について
- 議案第 72 号 上越市八千浦交流施設はまぐみ条例の一部改正について

- 議案第 73 号 上越市春日謙信交流館条例の一部改正について
- 議案第 74 号 上越市直江津学びの交流館条例の一部改正について
- 議案第 75 号 上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例の一部改正について
- 議案第 76 号 上越市立歴史博物館条例の一部改正について
- 議案第 77 号 日本スキー発祥記念館条例の一部改正について
- 議案第 78 号 上越市埋蔵文化財センター条例の一部改正について
- 議案第 79 号 上越市片貝縄文資料館条例の一部改正について
- 議案第 80 号 上越市体育施設条例の一部改正について
- 議案第 81 号 上越市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 82 号 上越市立オールシーズンプール条例の一部改正について
- 議案第 83 号 上越市総合体育館条例の一部改正について
- 議案第 84 号 上越市勤労身体障害者体育館条例の一部改正について
- 議案第 85 号 上越市藤野野球場条例の一部改正について
- 議案第 86 号 上越市高田スポーツセンター条例の一部改正について
- 議案第 87 号 上越市板倉北部スポーツセンター条例の一部改正について
- 議案第 88 号 上越市板倉農業者トレーニングセンター条例の一部改正について
- 議案第 89 号 上越市柿崎総合体育館条例の一部改正について
- 議案第 90 号 上越市中郷総合体育館条例の一部改正について
- 議案第 91 号 上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則の一部改正について
- 議案第 92 号 上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則に定める教育委員会が  
委嘱又は任命を決定する委員について
- 議案第 93 号 令和元年度上越市一般会計（教育費）補正予算について  
（追加議案）
- 議案第 94 号 職員の処分について
- 議案第 95 号 上越市立上越体操場の愛称候補の選定について

教育長開会宣言 午後 2 時

会議録署名委員の指名 濱 祐子 委員

教 育 長	議案第 56 号から第 90 号までと議案第 93 号、追加議案とした議案第 94 号、議案第 95 号について、上越市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、非公開とした いがよいか。
委 員	全委員同意
教 育 長	議案第 56 号から第 90 号までは、いずれも公の施設の使用料等改定及び公の施設 の廃止に伴う条例改正であるので、一括して上程、説明を求める。
教育総務課長	(非公開)
教 育 長	議案について意見、質問を求める。  (意見、質問内容非公開)
教 育 長	それでは議案第 56 号から第 90 号について、一括して承認を採ってよいか。
委 員	全委員同意
教 育 長	それでは、議案第 56 号から第 90 号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	非公開の審議は一旦ここまでとする。 続いて、議案第 91 号上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則 の一部改正についてと議案第 92 号上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及 び専決規則に定める教育委員会が委嘱又は任命を決定する委員については、関連が あるので一括して説明し、個別に承認をいただく。 それでは、議案第 91 号と第 92 号について上程、説明を求める。
教育総務課長	まず、議案第 91 号の規則の一部改正は、教育委員会会議において、より議論を 必要とする案件の審議を活性化させるため、各種委員の委嘱又は任命に係る案件の うち、教育委員会への付議案件とする委員を「附属機関の委員（学校運営協議会委 員を除く。）及び教育委員会が必要と認める委員」に限定し、その他の委員の委嘱 又は任命に関する事務は教育長に委任するものである。施行期日は、令和元年 12 月 1 日を予定している。 続いて、議案第 92 号の本規則に定める教育委員会が委嘱又は任命を決定する委 員について、議案第 91 号の規則の一部改正に伴い、教育委員会への付議案件とす る「教育委員会が必要と認める委員」を、上越市学校適正配置審議委員会の委員と するものである。これにより、教育委員会が委嘱又は任命を決定する委員は、附属 機関の委員のほか、上越市学校適正配置審議委員会委員となる。なお、教育委員会 が必要と認める委員は、今後、必要に応じて追加、変更する。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 91 号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	次に、議案第 92 号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>

教 育 長 議案第 93 号令和元年度上越市一般会計（教育費）補正予算について上程、説明を求める。なお、ここからは冒頭のとおり非公開とする。

教育総務課長 (非公開)

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

(意見、質問内容非公開)

教 育 長 それでは、議案第 93 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 94 号職員の処分について上程、説明を求める。

教育総務課長 (非公開)

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

(意見、質問内容非公開)

教 育 長 それでは、議案第 55 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 95 号上越市立上越体操場の愛称候補の選定について上程、説明を求める。

教育総務課長 (非公開)

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

(意見、質問内容非公開)

教 育 長 それでは、この結果を踏まえて私の方で精査し、教育委員会の案を整理する。

閉会宣言 午後 2 時 50 分

令和元年 12 月 20 日

上越市教育委員会

教育長 野澤 朗

会議録署名委員 濱 祐子